

第二節 最上紅花の發展と紅花商人

一 近世前期の紅花流通

最上紅花の發達

日本の紅花栽培の起源は古代にさかのぼる。その栽培も全国各地に分布していたことが知られるが、江戸時代になつて特産物地帯の形成が進むと、出羽最上地方の紅花の産額は日本最大となり、最上紅花として有名となつた。その發達の背景としては、最上川中流部に当る村山地方（近世初頭までは最上郡、他地域ではのちまで最上ともよんだ）の自然的条件とともに、最上川流域の歴史的經濟的条件も合わせて考える必要があるであらう。

村山地方の紅花に関する古い記録としては、天正七年（一五七九）八月、山形城主最上義光が病氣快復の祈願として、上紅花一貫二〇〇匁を献上したことや、谷地岩木村の安樂寺（真宗門徒が本山に対し、布・わたと共に「花」を奉納していたことが知られ、それらは一六世紀後半のことである。上杉氏が置賜・福島地方の領地を把握するために作成した「邑鑑」（文祿四年、検地に基づいて編集したもの）にも、御役物として、漆・芋などと共に紅花のある村々が、上長井・下長井兩郡にわたっていたことが知られる。しかしこの頃の紅花は、献上物として扱われたことから知られるように、生産量も少なく貴重品であつた。これが村山地方の特産物として急速な發達をみたのは、幕藩社会が成立する寛永年間以後であつたと思われる。

最上紅花の産額の記録として、寛文八年（二六六八）、山形藩が上方移出品の課役の対象とした紅花四五〇〇〜四六〇〇駄が知られる（雞肋編卷一二二）。また元禄五年（二六九二）から同十三年までに山形藩が荷口役たくちやくの対象とした一年間の紅花は、三四二駄から四七三駄であった。これらは山形藩領に限られること、また最上川を下した酒田沖出し荷物であるので、最上紅花のすべてではない。ともかく一七世紀後期になると、山形を中心とする村山地方では、五〇〇駄前後の紅花を生産していたと推定してもよいであろう。これは、最盛期を迎える一八世紀半ば以降の産額、いわゆる「最上千駄」の約半分ということになる。

元禄期前後の紅花栽培および流通に関する具体的な史料は残念ながらほとんど残されていない。尾花沢の鈴木八右衛門は、元禄時代のこの地方きつての豪商で、「紅花大尽」とも呼ばれたとされるが、金融関係の史料は多く残存するにもかかわらず、直接紅花取引を示す史料はない（第一節三参照）。しかし村山郡内の在町商人と広く金貨関係を行い、上方商人とも米・大豆などの取引を行っていた点から、大口の紅花取引を行う在地商人の一人であったことは充分考えられる。

紅花産地の中心の一つ、谷地では、元禄十一年（二六九八）七月、西田七兵衛・逸見庄左衛門らが、紅花八駄一四〇斤（代二二両三分糸）に運賃（二両一分六匁）を添え、京都若木屋勘右衛門に送った取引証文が残されている。また商人逸見が、元禄十五年十二月十三日に塩淵村白山堂の農民三人に一両二分の金貸しを行い、その返済は、半分の三分は翌年の紅花売りの時分に、残りは元利とも十月に返済することを約束したものがあつた（谷地、逸見家文書）。谷地商人の西田家や逸見家は、谷地周辺の農民に金貸しを行うことによつて紅花を集荷し、それを京都紅花問屋へ販売していたのである。

年代はやや下るが、最上商人の上方への紅花輸送については、享保二年（二七一七）七月、谷地の工藤弥次右衛

門出しの紅花二駄、山形の鈴木市兵衛出しの九駄半を、若松氏家弁治郎(京都商人か)を荷主として最上川を下したことが知られる。この荷物は、大石田河岸では二藤部家の荷蔵を使っているが、荷宰領の軽部勘七は、大石田では清水次左衛門を宿とし、上方まで紅花荷物の輸送の責任に当たっているのである。大石田の二藤部家は、荷宿を勤めるとともに、自ら紅花を取引する荷主でもあった。同家史料(万控留帳)には、享保三年(二七一八)、紅花八駄を京都の荷受問屋長沢与一右衛門と鈴木十兵衛に送り、代金三九四兩一步を請けとり、また白干芋一三駄(代金一四四兩三分)を奈良の日野屋治郎蔵に送っている。二藤部家は同年の「上方買物覚」によれば、大坂の北国問屋(鍵屋三左衛門)を通して、大量の古手・小間物・伊勢茶などを仕入れる計画をしているが、これに紅花などの代金を充てたのであろう。また享保四年七月の紅花送状には、紅花三駄を「荷主最上大石田」として、敦賀を経て京都問屋(鈴木重兵衛)へ送り、敦賀からの陸送については、敦賀の荷問屋が取り仕切っていたことが知られる。

紅花は当時高価な産物で、元禄十年前後の一駄の値段は二四兩余であるから、一両が米三俵(谷地「大町念仏講帳」とすれば、紅花一駄は米七二俵に当るのである。

京都紅花問屋仲間の成立

紅花は主として京都西陣の絹織物の染料として使われた。そこで、京都には近世初頭から全国より紅花を買い受け、京紅を製造して販売したり、紅染屋を業とするものが台頭している。紅花問屋と紅染屋ははじめ未分離であったが、次第に専門化してきたとみられ、元禄二年(二六八九)版行の「羽二重織留」には、紅花問屋(四人)、同仲買問屋(六人)、同すあい(四人)、紅染屋(九人)に分けて記されている。ここに記された商人は、例えば紅花問屋、同仲買問屋では、会津屋與右衛門・近江屋休源・山形屋八郎右衛門・柊屋甚右衛門などであり、紅染屋では、

松葉屋宇右衛門・小紅屋宗有などで、いずれも当時の有力な問屋又は紅染業者であった。

これらの中で紅染屋は、元和年間（一六八一—一六八三）ころから稲荷講を結成しているが、紅花問屋も元禄頃から、紅花問屋稲荷講の組織を作っている。幕藩国家は、その形成期に、商業活動の中で株仲間の制度化を排除してきた。しかし元禄期前後になると都市の発展とともに、庶民生活における貨幣の流通も盛んとなり、それを背景に商人の活動も活発となった。そこでは新規商人の台頭が著しくなり、やがて城下町や港町では、領主の特権商人の新旧交代もみられるようになるのである。こうした状況の中で、京都の西陣織の発展と紅花関係商人の増加と変化もみられた。その一つが稲荷講の仲間組織であったといえよう。しかしこの問屋仲間は、のちにみる紅花流通を独占する株仲間の公認ではない。したがって京都における紅花の需要が増大するとともに、紅花商人が増加し、最上紅花の取引も激しい競争がみられたのは当然であろう。このことは、紅花産地である村山地方の栽培農民にとっては、歓迎すべきことであった。しかし新規商人の台頭によって競争が激しくなり、紅花の流通が混乱してきたことも事実であった。

このような状況は、元禄期を境にして諸商品一般にもみられたことである。これに対する幕府の対応が享保の改革であった。幕府は奢侈品禁止令のため、享保六年（一七二二）、江戸を中心に各種の商人・職人の仲間を結成させた。さらに諸物価の引下げを図るため、問屋商人の仲間結成を進め、享保十一年、米・塩・味噌・醤油・酒・薪・炭・木綿などの生活必需品一五品についての問屋仲間が結成されている。江戸幕府の商人仲間の公認は、享保改革以後促進された。

京都の紅花関係の商人及び業者は、すでに元禄期には稲荷講が内部的にも分化して、紅染屋・紅粉屋の仲間と紅花問屋仲間が組織されていたが、享保末年になると仲間の再編成が活発化している。先ず紅屋仲間についてみ

表6-6 京都紅花問屋 氏名一覽

元 禄 年 間			享 保 20 年		
会津屋 近江屋 松任屋 井筒屋	與右衛門	源	若山屋	勤右衛門	門
	休	源	若山屋	喜右衛門	門
	徳兵衛	兵衛	若山屋	又兵衛	兵衛
	清右衛門	右衛門	若山屋	孫兵衛	兵衛
升屋 櫛屋 山形屋 杉屋 大坂屋 花屋	太郎右衛門	門	○松任屋	徳兵衛	兵衛
	五郎右衛門	門	○紙屋	勤兵衛	兵衛
	八郎右衛門	門	○紙屋	伊右衛門	門
	甚右衛門	門	△伊勢屋	利右衛門	門
	清兵衛	兵衛	△いせ屋	源助	助
七左衛門	左衛門	△近江屋	九郎兵衛	兵衛	
美濃屋 伊勢屋 紙屋 花屋	重兵衛	兵衛	△井筒屋	善助	助
	浄兵衛	兵衛	○山形屋	八郎右衛門	門
	勤兵衛	兵衛	○藤屋	市左衛門	門
	善左衛門	左衛門	池田屋	功介	介

注 元禄2年正月「京羽二重織留」、三井文庫史料、今田信一著『最上紅花史の研究』所収による。○印は、両年代にわたり継続したものの、△印は、継続と推定されるもの。

ると、元禄年間には有力紅染屋は九軒であったが、享保末年には、下請け業者とみられるものもすべて含めると、大小の紅屋の数は一四七軒(上京六三軒、下京八四軒)に達し、これらはすべて講中に加入していた。この中から、年番行事役が一名選ばれて、講の運営にあたっていたのである。

紅屋の増加と発展は、紅花問屋の活動と競合することも甚しくなった。それは、紅屋でも生産地と直接取引を行うものが表われ、紅花の値段が高騰し、しばしば「狂い相場」が生ずるなど、流通の混乱となつて現われている。例えば、谷地の「大町念仏講帳」享保十七年に、紅花の値段がよく、一駄三二、三両余となつたが、上方の景気は思わしくなく、売却が滞っている。などの記述はその一例であろう。

これに対して、幕府は享保二十年(一七三五)四月、紅屋仲間と紅花問屋仲間を公認し、それぞれの業務分担を明らかにし、仲間人数を定めた。紅屋仲間については、これまで紅花産地へ下り、「直買」す

るものがあり、またついだに生糸を買い集めるものもあつたが、以後「直買」や手代による買い取りは、「紅花直段くるひ、段々高直」の原因でもあるので、これを禁ずるといふ申し渡しが、京都町奉行所より上京・下京かみやうしよみやう紅屋行事に下されている。紅屋仲間の人数は、これまで通り、一四七人とし、仲間外の業者も多いといわれるが、以後新規加入は認めないこともある。

紅花問屋仲間も人数は一四軒と定められている。この数はこれまでと同じであるが、元禄年間より継続している紅花問屋は、一四軒のうち一部にすぎない。のちの記録によれば、以前からの問屋は二、三軒で、一〇軒余は紅花中買から発展したものとみられており、元禄享保期における新旧交代の著しさが知られる。このことは、この時期の画期的な商業活動の展開の反映でもあつた。紅花問屋一四軒は、紅花生産地から紅花を独占的に集荷することが認められたが、彼等の営業は原則的には、生産地荷主と京都紅屋との間に立つ荷受問屋として、双方から口銭くちせを徴収することにあつた。仲間公認の頃の口銭規定では、紅花代銀一貫匁につき三〇匁の割合となつている。しかし紅花の売買の値段についてみると、紅花問屋の判断による場合が多かつたので、仕入問屋としての機能をもつていた。したがつて、紅花問屋一四軒仲間が成立すると、生産地では早くから、買い上げ値段の不満から、流通独占に対する反対運動が起つたが、問屋仲間制度は、変遷を経ながら、以後三〇年余続いたのである。生産地に対する影響などについては、のちに取りあげることにした。

京都紅花問屋と最上紅花

紅花生産の発展とともに、羽州村山地方にも、城下町・在町を中心に紅花商人が成長した。在町寒河江の中村家は、伊勢松坂の中村家の分店（寒河江店）であるが、同家文書によれば、「卯之紅花寛享保二十年、中村家の紅花

集荷は、寒河江を中心に、谷地・山形方面にわたっていたことが知られるが、この年の八駄余の紅花は、寒河江で生花まはなを買い、「六郎兵衛方ニ造ル」分、五駄片馬二五袋、「谷地作り」二駄、「山形作り」一駄となつてゐる。これらは、諸かかり分と酒田までの運賃及び酒田から大津までの入用金を含め、代金合計は二二五兩余になるといふものであつた。享保年間の大石田から大津までの紅花一駄当りの運賃は、幸領付が金二分二朱、問屋払いの場合には二分余とされている。

紅花荷物には「送手板」(荷送込に概算した運賃を添金とするのが普通であつた。送手板には、大石田から京都まで(酒田・敦賀・海津・大津)の継立問屋が記され、各問屋は定められた運賃を添金より引き取り、過不足があれば、京都の荷受問屋で決済するのが慣行とされている。

中村家の紅花取引については、元文元年(一七三六)から寛保元年(一七四一)間の販売量と決算による損益も知られるが(「紅花青苧帳」、利金よりも損金となつた年が多かつたことが知られる。例えば一三駄を売却した元文元年は、元値(買入値)が三二四兩二分余に対して、払値(売値)が三〇一兩余であつたことから、二三兩二分余損となり、同四年(一七三九)も、四駄五袋の取引で、元値二八五兩二分に対して払値が二〇〇兩三分余となり、八四兩二分余の多額の損金をだしているのである。中村が取引している京都紅花問屋は近江屋九郎兵衛であつたが、紅花取引で利害が激しいのは、先ず紅花相場の極端な動きであつた。しかも損金は、紅花問屋公認以後に多くなつたことが指摘されている。

寒河江中村家は、伊勢松坂の中村家の支店であることもあつて、紅花買付の資金は一部融資をうけていたともみられるが、紅花取引上の損金は、青苧の販売と利益でカバーする方法もとられていた。またこの頃の中村家は、生花を購入して自ら干花加工を行つていたことが注目される。延享元年(一七四四)、同家は六月八日から十七日ま

での間に、長崎（現中山町）を中心に七四一貫六〇〇匁の生花を購入し、代金八〇兩余と諸入用を合わせ、九五兩余を払っている。これによって一三五貫二〇〇匁（約四駄）の干花を製造しているのである。この時期に支配的とみられる町方商人の手による干花加工であった。

次に山形三日町の紅花商人佐藤長右衛門（紅屋久太郎）の宝暦十三年（一七六三）の紅花取引についてみることにしよう。同年「金銀請払帳」によれば、同家は、京都紅花問屋若山屋喜右衛門・伊勢屋源助など五人に対し、総量一三駄片馬（二丸）を売り払っているが、元値が総計四四三兩一分余であったのに対し、売り値は四一五兩三分で、二七兩二分余の損金となっている。この年の最上紅花は不作で、値段が高騰したのに対し、京都での売り付が、十月から翌年三月までかかるなど、京都問屋の動きは明らかでないが、相場の変動が産地商人に不利に動いたことは事実であろう。

山形十日町の佐藤利兵衛は、近世後期に発展する有力商人の一人であるが、一八世紀半ばの宝暦年間には、先述の佐藤長右衛門の紅花取引で京都に遣わされていることが知られ、宝暦十二年十月から同十三年十一月にかけて、京都紅花問屋の近江屋九郎兵衛・伊勢屋利右衛門・若山屋喜右衛門などから金銀貸しをうけていたことが知られる。ただしその担保は明らかでなく、一件当り多くて一〇〇兩から五〇兩である。日野屋治郎八・愛知川屋長右衛門など紅花関係以外の商人もみられる。しかし借用の目的は、史料の上から明らかでないが、紅花仕入金の一部か、返済は紅花荷物引当とするものが多かったことが推定される。

一八世紀前期の享保（宝暦期に、村山地方の紅花栽培も画期的な発展をみている。谷地の「大町念仏講帳」によつて、享保十年（一七二五）以後の村山地方全体の紅花産額の記録をみると、宝暦五年（一七五五）に一一〇〇駄とあつて、はじめてのちにいう「最上千駄」を突破している。この年はとくに紅花の豊作とみられ、このうち谷

表6-7 最上紅花の産額(概数)と値段の変化

年代	産額	1駄当り値段	備考
享保10年(1725)	最上紅花400駄、うち谷地40駄	新金40両余	紅花不足
〃 13年(1728)	山形300駄、谷地78駄余	30~45両	
〃 20年(1735)	山形・仙台550駄、谷地120駄	25~28両(青字1駄、7・8両)	
宝暦5年(1755)	最上1,100駄(酒田着)うち谷地350駄	京着35~40両	
〃 9年(1759)	最上500駄	最上40~45両 上方70両	生花100匁 45~60文
〃 10年(1760)	最上560駄	上方51~52両	生花100匁 45~110文
明和2年(1765)	最上700駄	谷地25~35両 上方36~42両	
〃 7年(1770)	(大石田着700駄)	京着28~35両	不作、生花100匁 57~60文
寛政2年(1790)	最上612駄	谷地60~70両 山形上物80両	
〃 8年(1796)	最上1,200駄		良作
〃 12年(1800)	最上1,400駄	仕入37~45両	前代にない良作
文化9年(1812)	最上1,000駄	仕入25~35両 京相場35.6両 上物45両	例年よりやや劣る

注 谷地「大町念仏講帳」による。資料によっても概数が異なる場合があるので、この表は同一資料のみによった。

地地方が三五〇駄ともある。同記録から各年代の産額を知ることではできないが、記録された産額を幕末までについてみると、五〇〇駄から一四〇〇駄の間を上下している。これはもちろん概数であり、紅花は作柄により、その生産量の変動が激しかった。しかし宝暦期に、いわゆる最上紅花の生産量が、江戸期でも最高に近い記録がはじめてみられたことに注目したい。これは、紅花栽培が谷地地方をはじめ上山地方など、村山地方では山間部の村々にも普及したことも照応する。ただし紅花栽培は村山地方でも、楯岡・大久保(現村山市)辺りが北限であった。

在方紅花商人の活動

紅花栽培の普及を背景に、農村部にも豪農・豪商としての紅花商人が現われた。大

仕切

一金百七拾六兩

△但四拾四兩替
飛一直千紅花四駄

一金七拾兩老歩

△但四拾六兩替
林同花老駄片馬
内老袋入提印有 式袋
右おしこも也

一金老兩式歩

△但三拾六兩かへ
命同花 三袋

銀拾老匁六分三厘

銀拾老匁六分三厘

銀式拾三匁式分六厘

此金老分七匁七分六リ

右之内へ

仕切

一金百七拾六兩

△但四拾四兩替
飛一直千紅花四駄

一金七拾兩老歩

△但四拾六兩替
林同花老駄片馬
内老袋入提印有 式袋
右おしこも也

一金老兩式歩

△但三拾六兩かへ
命同花 三袋

銀拾老匁六分三厘

銀式拾三匁式分六厘

此金老分七匁七分六リ

右之内へ

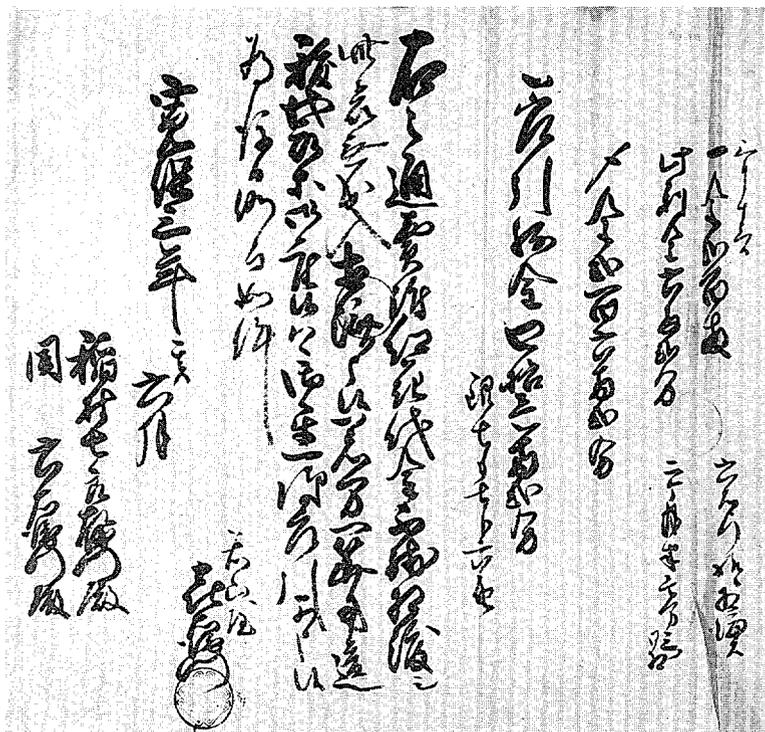


図6-6 紅花仕切状 稲村家文書 (山形大学附属博物館所蔵)

三月十三日
 一金 貳百兩
 六右衛門様へ相渡ス

此利金六兩貳分 二ヶ月半壹分三ノ
 歩相
 入金 貳百六兩貳分

差引残金 四拾壹兩貳分
 銀七匁七分六厘

右之通亮附紅花代金不残相渡シ、此表無
 出入相済申候、若万一算用違拔袋等御座
 候ハハ、御速御差引可申候、為後日仍而如
 件

寛保三年亥六月
 若山屋
 喜右衛門 ㊤

稲村七郎左衛門殿
 六右衛門殿

蔵村(現山辺町)の稲村七郎左衛門がその一人である。同家は、とくに青芋商人として知られ、享保期には諸産物の多角的な取引を行うこの地方の代表的な在方商人として台頭したが(第六章第一節参照)、一八世紀半ば頃には、紅花取引の上でも有力商人の一人であった。同家文書によれば、寛保二年(二七四二)六月、山形十日町の「紅花仕入宿」であった阿部久左衛門他三名が、紅花の買い入れとその輸送に当り、金二〇〇両を稲村家より受け取っている。その条件を史料にみると、「右者紅花御調金髓ニ請取申候、御指図被遊候通相調、御荷物為相登可申候」とある。また同年九月の阿部久四郎・同久左衛門が稲村家に出した「紅花買仕切」によれば、紅花代金および酒田までの送料を含む二種目の紅花代金として、一つは三駄分(代金五三兩二分二五〇文、他は七駄分(代金三四兩四分二一〇文)の合計三九七兩三分三六〇文の決済を行っている。いずれも稲村家屋号を商標として発送したものであることがわかる。

二つの史料は、いずれも稲村家の資金によって紅花を購入し、輸送していたことを示している。荷主は稲村家であつて、山形商人は、紅花市場として、またこの頃の干花製造地として最も大きい山形在住の中買人的な存在に当るものであつた。京都の紅花問屋との関係では、寛延三年(一七五〇)、松任屋から稲村家に宛てた紅花仕切書があるが、この紅花(二駄六袋、代金西一兩二分念も稲村家を荷主とするが、紅花を購入し、発送したのは山形商人村居清七である。村居家は、近世後期には山形の上層商人に発展するが、寛政年間には一年間に一〇〇〇両から三〇〇〇両の稲村家の資金を中心に、紅花・青芋などの集荷・輸送・販売に当たっていたことが知られる。一八世紀後半の稲村家は、新興の都市商人をも中買的商人として資金面から支配するまでに発展していたのである。

稲村家は、中買人への資金融資を専らとする豪商あるいは紅花商人ではない。山間地であるが交通の要衝にも当る大蔵村にあつて、自らも干花加工を行い、それを京都問屋へ発送していた。寛保三年(一七四三)の同家の京

都問屋若山屋喜三衛門への仕切状によれば、稲村家商標の「直干紅花四駄」と他の二つの商標のものは、一駄片馬と三袋で、代金計二四七両三分余とある。この直干は、稲村家が生花を集めて自家製造したものである。このとき、京都までの荷宰領には稲村六右衛門が当り、代金の決算も行っていたことが知られる。前記したような稲村家の都市中買人への資金貸付の背景には、干花加工をはじめ、多角的な生産活動の発展が、同時に周辺村々への利貸活動の広がりを見せるといふ、この時期の特徴的な経済関係を基盤とした豪商の在り方があったことにも注目する必要があるであろう。

同家が居住する大蔵村に隣接する高榎村稲村喜七のような紅花中買の存在もその一例であった。喜七は、稲村家の「田屋」で、同家が高榎・山辺方面に所持する土地の管理人であり、同時に「紅花屋」とも称していた。商人としては、宗家稲村家の屋号を用い、稲村家の最つとも従属的な中買人とみることが出来る。時期的には寛政末年になるが、彼は四人のサンベ（小仲買）を使つて村々から生花を集荷し、干花加工を行う一方、稲村宗家の名義で、京都問屋へ紅花の荷送りをしているのである（稲村家文書、今田信一前掲書。城下町の商人をも金融的に支配する稲村家の豪商としての地位は、周辺に直接的に支配する中買人が存在し、同族的な経営が行われていた点も、特徴的な一側面であった）。

享保・宝暦期には、山形・谷地など町方の外にも、交通の要地に当る農村部にも大規模な紅花商人が発達した。例えば下宝沢村（現山形市）の会田六郎兵衛、尾花沢の柴崎弥左衛門、また大石田の二藤部兵右衛門などが知られている。彼等はいずれも紅花商人として、紅花（干花）を集荷し、京問屋と直接取引を行っていた。中でも最上川の河岸に立地する二藤部家の紅花取引に関する史料は享保初年からみられることは前述した。同家は一八世紀から一九世紀にかけて、同河岸の中でも、上層商人の一人であるが、一八世紀後期の取扱い荷物の特徴は、米穀に

次いで紅花の集荷と販売が多かったということである。二藤部家の紅花取引は享保初年にも知られるが、同家は一時衰退したあと（その理由については、上巻第四章第二節参照）、宝暦年間になると再び、商業活動が活発となる。

その最大の取扱商品米であるが、紅花や青芋も大きかった。二藤部家の紅花集荷は、主に蔵増（現天童市）の市川藤七、山形の鈴木藤七、楯岡の松岡伝十郎、谷地の木嶋伝七などの中買人を通して行われている。二藤部家の中買人は、すでに享保期に山形・楯岡・天童にもみられ、その後商人は一部変つても、地域的關係は続いてきたとみられる。蔵増の市川は新しいが、宝暦九年（一七五九）から明和三年（一七六六）までの二藤部家の「紅花買仕切」によると、三駄〜五駄余で、前渡金によって売買が行われている。山形の鈴木も、明和元年（一七六四）の「紅花差引書」によると、仙台紅花や山形紅花の合計四駄半を一九六両余で売っているが、鈴木はこの紅花を二藤部家の前金によつて、岩波・前明石・堀込などの村々から集荷していたことが知られる。これらの在町に居住する中買人は、周辺の村々から「生花買」「干花買」をそれぞれ行つており、生花で買ったものは、「手前干」とか「直干」といつて、自らのもつて干花加工を行つていた。例えば楯岡の松岡は、明和三年（一七六六）の紅花売渡分をみると、紅花直干三駄（一五五両余）、紅花干花三駄余（八九両三分余）となつている（二藤部家文書、「金指引」）。つまり、この頃になると農村の干花加工もかなり進んでいるが、同時に町場でも、中買人自らが干花加工を行うという、この時期の干花製造の在り方を示しているのである。

一 問屋仲間廃止運動とその背景

問屋仲間廃止の運動

京都の一四軒問屋仲間が成立する事情については、先にやや詳しく記述した。京都の紅花問屋仲間は、この時期の商品流通の発展に対する幕府の統制の一環として許されたものであるが、主要な紅花生産地である羽州村山地方の紅花商人との間では、早くから種々の問題が起っている。それらの諸問題は、いくつかの段階に分けて整理する必要があるが、それを要約的にのべれば次の通りである。

第一は、元文五年（一七四〇）にはじまる、最上紅花商人惣代より、京都町奉行および所司代に対して、一四軒問屋仲間を訴えたものである。この惣代の氏名は、六月の「口上書」では柘屋甚右衛門・青柳屋喜惣次（いずれも谷地商人）であったが、同年八月には、これに鈴木屋忠助・荒屋与兵衛（谷地）と中村屋六兵衛・近江屋五兵衛（寒河江）が加わっている。いずれも谷地・寒河江の紅花商人代表で、「紅花注文引請渡世」を商売とする在地の紅花商人である。訴えの内容は、京都問屋の中に没落するものが現われ、紅花代金が送金されないことなどの損害を蒙っている。そこで、仲間共同の請合いにするか、又は仲間結成以前のように売買自由にしてほしいというものであった。これに対して、京都の問屋仲間側は、柘屋は先年京都で紅花売買をしていたが、その子孫の素性が分らないとか、青柳屋は上京しておらず、この度の願書について、最上の荷主どもは承知していないとのべ、また一四軒問屋仲間のうち身しんじょう上つあがぶれのものがでて、紅花代金が滞った場合には問屋中が請負うという「紅花巻まき」

を、山形の町年寄・大庄屋・検断及び惣荷主中との間に交わしたといっている。ところが今回の最上紅花商人惣代の願書には、これらの連中の添状がないなどともっともらしい反論をしているのである。

しかし元文五年十月になって、谷地・寒河江商人代表は、具体的な実態をあげて再び訴えた。その内容を要約すると、①紅花売買は、問屋立会いのもとに紅花買入（紅染屋などと荷主の間で行われ、値段も相対で決まる筈であるのに、実際は売先も値段も明らかにされていらないこと、②売買口銭が以前より引上げ代銀三分進らされていること、③問屋仲間のうち若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛ら四人が潰れたため、在地の荷主商人は七〇〇〇両の損書をうけていることなどをあげている。その上で、これらの問題が今後起こらないようにするためには、紅花値段は、売人買人の相対とすること、京都へ最上商人の出店を設けること、紅花は一四軒問屋に限らず自由売買とすることなどをあげ、要するに問屋仲間制度の廃止を訴えているのである（榎家文書「紅花願扣書」）。

この訴えは、奉行所で却下されると京都所司代に箱訴するなど、執ように続けられたが、これが取りあげられるまでは至らなかった。その背景には、最上紅花の最大の市場である山形商人が動かず、また京都問屋も指摘しているように、在村商人の参加も少なく、一部の在町商人の動きとみられる弱点があったことは事実であろう。

第二の問屋仲間廃止の運動は宝暦期である。宝暦二年（一七五二）六月、尾花沢・寒河江両幕府代官所管内の総百姓名代として、谷地の久兵衛・儀兵衛が上京し、京都町奉行所に対して、「紅花売買場所」の設置を要求した。これは直ちに紅花問屋仲間の廃止を要求するものではないが、京における紅花の「売買明白」とするため、つまり問屋仲間の不正を監視するためのものともいえる。この設置要求は翌三年まで続けられたが、その間に、谷地荒町の石川藤右衛門、楯岡の喜兵衛・伊右衛門が百姓惣代として上京し、訴願に加わっている。また郡中名主惣代として、漆山村片桐善左衛門、羽入村植松伝兵衛らは激励の手紙を認めているが、幕府領村々の名代の場合は、

その願書に、各村の名主以下村役人の奥書と署名をとっていたものとみられる。

ここにおける願書の内容は、基本的に先の谷地・寒河江商人代表のそれと変るところはない。要するに京都における紅花の売先と値段を明白にすることであった。具体的にいえば、これまでの不正事実にみる代金をめぐる訟訴などで、公儀へ書上げる値段と商人に伝えるものが違つては困ること、また宝暦二年（一七五二）秋の紅花売りについて、荷主商人に対しては、紅染屋へは一向に売れないといいながら、問屋行事は三〇〜四〇駄を売りつけたと発表していることなどをあげている。

宝暦初年の運動で注目すべきことは、訴願の主体が、惣百姓代表に移つていくことで、彼等は村役人であるが、この問題についていえば、より紅花生産者の利益を代表するものであった。紅花生産が拡大し、また干花加工が農村にも浸透しつづつあつたことも、その背景として考える必要があるであらう。

しかしこの売買場所の設置も許されなかつた。そこでこの運動に関連した計画が、宝暦五年（一七五五）には、大坂商人上年屋万右衛門の「最上紅花問屋」として、同九年には、京都薬種屋荒木平次郎が、「紅花売買会所」を問屋仲間休み株の跡に設置する要求をだしたが、問屋側の反対で取り上げることにはならなかつた。ただし在地商人及び生産者の要求に連動する動きが、大坂・京都の問屋商人にでてきたことは注目される。

第三の訴願は、明和元年（一七六四）に行われ、荷主百姓総代は、谷地荒町村の五兵衛、同大町村五郎兵衛、同前小路村金右衛門・伝蔵（代理人藤蔵）の四人であつた。訴願の審理は、同年閏十二月、江戸勘定奉行のもとで行われることになり、紅花一四軒問屋惣代として、行事・仲間惣代・紅屋行事など八人が召喚されている。江戸勘定奉行の審理となつたことについては、山形藩が同年六月、藩主松平乗佑が三河西尾城に転封になつたあと、幕府領として支配されたことから、問題が直接代官から勘定奉行にも通じた背景があつたとみられる。

紅花青亭御願奉申上候御事

一 羽州最上御代官所百姓惣為名代、私共上京仕御願奉申上候、趣意者紅花青亭之儀、土地相應之作付と申、殊二六月ニ至リ候而ハ、夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節、紅花出来売買仕候而、盆前後迄ハ漸渡世仕候処、近年京都紅花問屋拾四軒ニ相定候以後紅花取捌悪敷、商人共損金仕、紅花商相止メ候商人數多御座候ニ付、自然と摘出之紅花も直段以之外下直仕、郡中一統之難儀ニ罷成至極迷惑仕候、以前紅花売付之儀、京着之分、九・十月頃ニは過半売付、商人共相仕廻罷下リ候故、畑方仕付之実取万物共ニ商人進ニ直段宜敷買取候間、從御公儀様被為仰付候御年貢金納、御触出之御日限無遲滞御上納仕候処、近年京都問屋拾四軒之仲間売口不分明之品多ク、紅花荷物（中略）、

乍恐以書付御願奉申上候御事

一 羽州最上御代官所百姓惣為名代、私共上京仕御願奉申上候、趣意者紅花青亭之儀、土地相應之作付と申、殊二六月ニ至リ候而ハ、夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節、紅花出来売買仕候而、盆前後迄ハ漸渡世仕候処、近年京都紅花問屋拾四軒ニ相定候以後紅花取捌悪敷、商人共損金仕、紅花商相止メ候商人數多御座候ニ付、自然と摘出之紅花も直段以之外下直仕、郡中一統之難儀ニ罷成至極迷惑仕候、以前紅花売付之儀、京着之分、九・十月頃ニは過半売付、商人共相仕廻罷下リ候故、畑方仕付之実取万物共ニ商人進ニ直段宜敷買取候間、從御公儀様被為仰付候御年貢金納、御触出之御日限無遲滞御上納仕候処、近年京都問屋拾四軒之仲間売口不分明之品多ク、紅花荷物（中略）、

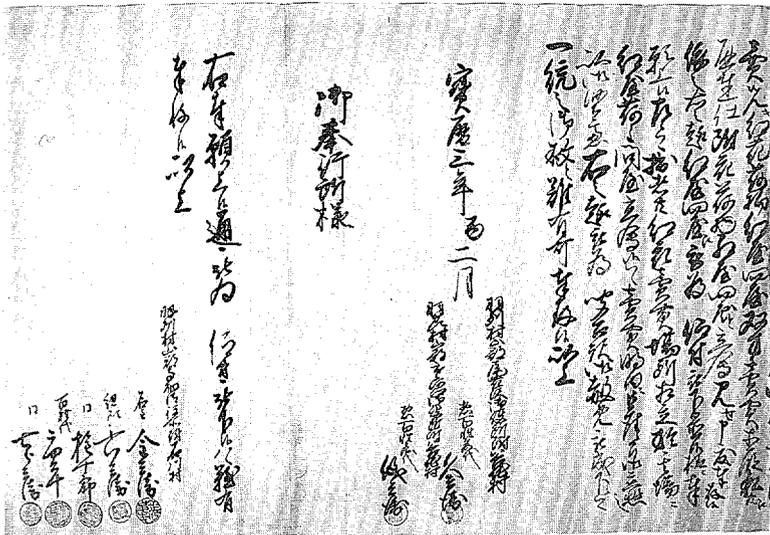


図6-7 紅花14軒問屋仲間廃止につき願書
青柳家文書（山形大学附属博物館所蔵）

売先キ紅花荷物、紅花問屋双方売買直段私共江通
達仕、附花荷物紅屋問屋と立会見せ申度奉存候、依
之右之趣、紅屋問屋江被為仰付、被下置候様ニ奉願
上候、左候ハハ拙者共紅花売買場所相立、於其場ニ
紅花荷主問屋立会候ハハ、売買明日ニ御座候間、御
慈悲之以御堅慮、右之趣被為聞召詔御赦免被成下
候ハハ、一統之御救と難有可奉存候 以上

羽州村山郡尾花沢御役所附谷地村

惣百姓名代

久兵衛

羽州村山郡寒河江御役所附谷地村

惣百姓名代

儀兵衛

御奉行所様

右奉願上候通被為仰付被下候ハハ、難有奉存候 以上

羽州村山郡高畑御役所附石川村

名主 金兵衛

組頭 六兵衛

同 権十郎

百姓代 市平

同 七郎兵衛

万両となるが、商人から一〇〇両につき三両をとれば、一か年九〇〇両の収入が見込まれる。このうち幕府への冥加金一〇〇両、百姓手当^{むぎまかせ}米代^{こめしろ}二〇〇両を差引き、残額六〇〇両になるが、この収入は、荷物蔵敷料、世話所詰の給金・道中路銀その他に当て、その残りは、純益として「世話所引受人」に与えるというものである。ところで世話所の直接経営は、引受人の江戸商人二人（神田の忠七店借新七、浅草の利右衛門店借十兵衛）が当るが、世話所詰として、郡中の人、三・四人を派遣することになっている。引受人は世話所設置の金主であるが、経営は彼等に任せるのでなく、「郡中と相持」とすることを強調している。また世話所は、国元の中買商人に対しては、取扱荷物の量に応じ、安利で資金貸付を行うとしているのである。

近世後期になると、諸藩では藩政改革の一環として国産物の専売制を計画するところが多いが、上記の計画は、村山郡幕領の惣代名主が主導したものととして注目される。これが幕府の勘定奉行所に請願されたが、とりあげられた事実はない。

以上にみた郡中惣代を中心とする紅花売買所設置の要求は、文化九年（一八一二）の「紅花問屋」設置願いがあつた。これは幕府領に限らず、「御料私領小前惣代」の形をとり、代表は西里村の新九郎と東根村の庄右衛門であつた。これも、郡中惣代名主が中心であるが、金主として江戸商人二人を加え、紅花問屋を江戸・京都・大坂の三か所に設置するというものであつた。その運営計画の特色は、全国の紅花生産と流通を視野に入れたものとされている事で、生産総額一八〇〇駄、口銭徴収は一八〇〇両、幕府への冥加金上納も年々五〇〇両となっている。文化五年の願書に比べれば、冥加金は五倍と多くなっているが、収入残金の使い方は、先の願書とほぼ同様で、三か所の問屋場については、産地商人及び生産農民の惣代を常駐させ、荷受問屋の不正などが無いようにするとある。ただし以上のほか、最上川を下し、酒田港から出荷される紅花については、指定された廻船を利用すれば、

勘定奉行の吟味は、問屋仲間成立以前の紅花取引の方法について、問屋・紅屋仲間の成立事情について、紅花相場の立方たてかたの現状について、蔵敷口銭・仕切のことなど、紅花売買会所の設置に対する意見から、三〇年以前の「紅花直買」の復活に対する可否まで、一八項目にわたるものであった。最後の審問に対する問屋側の答は、売買の方法については幕府の指図に従うが、紅花売買会所の新設については、売買ルートが一本化する恐れがあるとして反対している。

紅花問屋株仲間は、先の最上商人の訴願に対する吟味の結果、明和二年（一七六四）七月、廃止と決定した。谷地の紅花荷主百姓・京都紅花問屋行事および同所紅屋惣代の請書（奉指上一札之事）によれば次の通りである。

（前略）

問屋株者御立被置被下候様仕度旨、今般御吟味之上問屋共之内ニ而奉願候義ハ難成間、以来問屋名目相止メ、三十ヶ年余已前之通、銘々紅花出生之国へ罷越、直々売買仕、勿論荷主共儀茂外々紅花作り候者より荷物相渡、度由申候分ハ引受之、勝手次第商仕、都而荷印帳面等巨細ニ取極、紛敷無之様仕、荷主共儀も我俣之取斗仕間、敷旨被仰渡、一同承知奉畏候

（沢田章著「近世紅花問屋の研究」）

かくして、享保二十年から三〇年間続いた、京都紅花問屋仲間は廃止となった。問屋仲間の廃止によつて、紅花生産地帯の農民および商人の喜びは大きかった。とくに廃止運動の中心的役割を果してきた谷地の村々の反応を村の記録にみると、明和二年には、四人は願いを成就して帰国したこと、「大勢郡中之百姓悦申事二候」と記し（「大町念仏講帳」）、また翌三年の記録には、「当年京都より紅屋並二問屋老兩人山形直買二下り申候、依之百姓方甚氣つよく有之、直段高直仕候」と伝え、すでに五月には、京都から紅屋・問屋が六、七人、紅花仕入のため山形へ下り、生花・干花の値段は上々（干花上物、一駄六一、二両余）で、「百姓方悉く悦申候」（「念仏講年代鑑」）とも記し

ている。問屋株廃止の紅花生産地への効果が、直ちに表われているのである。

問屋仲間廃止とその後

京都の紅花問屋仲間を廃止させたものは、第一に、最上紅花の生産地の中心の一つである谷地の荷主商人及び生産者農民の運動であった。しかしこの運動が高まったのは、宝暦年間以後で、幕府領の村々を代表する郡中惣代名主の参加を得て、運動が農村部にも広がってからである。この時期になると、農村の貢租も次第に代金納の比率が高くなり、米納の場合も、換金作物の代金をもつて米を購入し、皆済する村も多くなっている。

山形藩が明和元年（二七六四）、一時幕領となったとき、年貢上納の遅延を理由に農村調査を行ったが、農民の言い分によれば、その理由は、紅花問屋の代金支払いの遅れに問題があるとも指摘している。領主側からすれば、問屋仲間の問題は、農村の貢租納入の基本問題にも関わっているとの認識に立たざるをえなくなっていたのである。

農村における紅花生産の地位は、とくに宝暦期以降、それまで干花加工が城下町や在町中心であったものが、農村にも浸透したことによって一層高まっていた（山形城下の紅花市の衰退については、第五章第三節 参照）。

問屋仲間廃止によって、それ以前は、京都問屋の買人は、主として山形・谷地・天童を中心に入っていたが、仲間廃止以後は、京都の直買商人は、山形に旅宿をとるが、紅花は直接在々の有力農民などに、五駄・七駄と注文し、在々では、収益も大きいが多分の日用銭などもかかるようになったといわれている。一方取引上の不正もあり、問屋に代わった荷宿の不当な利益の追求も絶えなかった。そこで、かつて最上商人が要求した「紅花売買場」に代わる「紅花世話所」又は「紅花会所」の設置を、明和七年（二七七〇）以後しばしば江戸勘定奉行所に要

求めている。

明和七年十一月、高掬村^{たかたぐま}百姓佐五兵衛・五平治の京都「紅花世話所」設置の目的は、農民の紅花・穀物等の売値の下落と紅花の売り急ぎを防止するためであった。これに対する幕府の關係村々の調査によれば、賛成一八か村、反対七八か村で、反対の理由は、売上代一〇〇両につき口銭三兩とすれば、商人が買集めの際にこれを見込むため、百姓の売値は一層下値になるということが主たるものであった。

また寛政四年（一七九二）十二月、白岩村百姓次兵衛、名主石蔵が江戸商人大黒屋九左衛門らと共に、紅花会所の取立を願書した。その内容は、問屋仲間の廃止以後、京都の紅花流通は取り締りが悪く、紅花売買も、旅籠屋同様の荷宿の世話に任すようになったため、売り払いは遅れ、代金は滞り、農民は年貢上納に間に合わない。天明三年（一七八三）の大凶作の被害の影響もあつて、潰^{つぶ}百姓が絶えないなど、「郡中一統、衰微困窮」の状態にあるという。そこで郡内唯一の国産品である紅花の有利な取引方法を打ち立てれば、それは国益ともなり、「郡中一統安心」ともなるというものであった。この願書は、単に紅花取引を農民の立場から計画したものとどまらない。江戸商人九左衛門と善兵衛店庄兵衛については、「荷主買人直相對」に立合わせ、口銭は従来通り、売人より一〇〇両につき三兩を取り立てるが、このうち一五〇兩を郡中で刎取り、これで秋の收穫時に安米^{やすまい}を求めて困米とし、郷藏の貸付運用によつて、一〇年後は三〇〇〇石余に増加するものべている。願書は郡中御料所全体に及ぶ農村対策ともみるべきものとなつていたのである。

すでに大黒屋は、同年十月、「紅花会所仕法書」を作成し、口銭のこと、荷主への安利貸付のこと、京都の紅花売買に際しての立合いのこと、紅屋が直買^{じかひ}の際、会所へ届け、定の口銭を差出すこと、百姓が金子入用の場合、紅花時付の高に依りて貸付けることなど、具体的な取り決めも準備されていたことが知られる。

この願書について幕府奉行所は、大黒屋の仕法書を付して、村山郡内各陣屋附の村々に意見を徴したが、意見は同意を示した村と反対の村々とに分かれている。長瀬陣屋附村々の反対の理由は次の通りであった。つまり、口銭の取立は、商人および買出の者がその分を見込んで小前百姓から紅花を買い取るので、値段引下げとなること、備荒貯穀については、すでに拝借物に関し、公儀より三〇年賦返納の徳政をうけているので、口銭の貯えの必要はないこと、また資金の低利融通についても、村内に相互扶助の風習が確立しているため、他国より資金を借りることは、却って農民の衰微の基であることなどである。

江戸の勘定奉行所は、郡内の意見をとりまとめた上に、同年七月、各陣屋付の村々代表四人（半郷村名主・東根村百姓代・猪野沢村名主・備山村名主）を江戸に召喚した。これに対して代表は、願書が実行された場合の郡中村々の利害の調査を踏まえ、この仕法は九左衛門の利益からでたもので、農民にとっては、「直売買」こそ取引が広く、有利であると力説し、一部の賛成派の根拠も非難しながら反対を貫き通した。この願書は、寛政七年に却下されている。その後寛政十年（二七九八）、大黒屋平兵衛が、新仕法による紅花会所の設置を再び幕府に願っていたが、これも奉行所吟味の上却下された。その主たる理由は、農民の反対訴願であったとみられる。

寛政・文化期に、紅花会所又は売買世話所がたびたび計画された背景には、大坂・江戸商人の強い主導がみられる。同時に紅花産地農村には、京都問屋制廃止以後、売買が不安定で、安値の買いたたきが多いとして、郡中農村が結集して、売買世話所を要求する動きが、農村上層部の一部にあつたことも事実である。この点で、文化五年（一八〇八）の「最上紅花世話所」の新設計画は注目される。これは、村山郡内の幕府領代官所および各管内の惣代名主の会合の結果に基づいたもので、新仕法の骨子は次の通りであった。

世話所の経営を先ず収入からみると、村山郡内の紅花産額、平均七五〇駄は、一駄平均値段四〇両として約三

一定の掛け金によつて海上保険を採用すること、代金は荷物引替えて支払い（駄四〇兩を基準とする）、保険金や運賃については、後日調整のうえ精算するとしている（今田信一著『最上紅花史の研究』）。

この紅花問屋設置計画は、小前惣代の要求だけに紅花流通の現実およびこれまでの紅花売買会所の設置計画に比較しても、紅花産地の生産者側に立った画期的なものであった。ただしこれも幕府によつて採用された事實はない。しかし文化年間になると、紅花産地の村山郡では、郡内の主要産物の紅花販売において、幕府領・藩領の行政単位を越えて、郡内の紅花生産者の共同利益を図るために、共同組合的な販売組織を構想していたことは、注目すべきことである。

三 近世後期の紅花生産と流通

農村の干花加工形態

一八世紀半ば以降、最上紅花生産の飛躍的發展がみられた。その背景には、それまで山形城下や主な在町など、町場を中心に干花加工が行われていたのが、紅花栽培の農村でも干花加工が行われるようになったことがあげられる。干花加工の農村導入が、山形城下の花市の消滅をもたらししたことについては、先に記した通りである。そこで農村における干花加工のいくつかの事例をとりあげてみたい。

山形の南西部に当る上谷^{かみやがわ}柏村^{かしら}の半田家は、文化元年（二八〇八）の持高三〇俵余で中規模の農民である（村内持高、六七人中四位）。同家の干花加工の初見は延享四年（二七四七）にさかのぼるが、安永年間までは臨時的で、天明

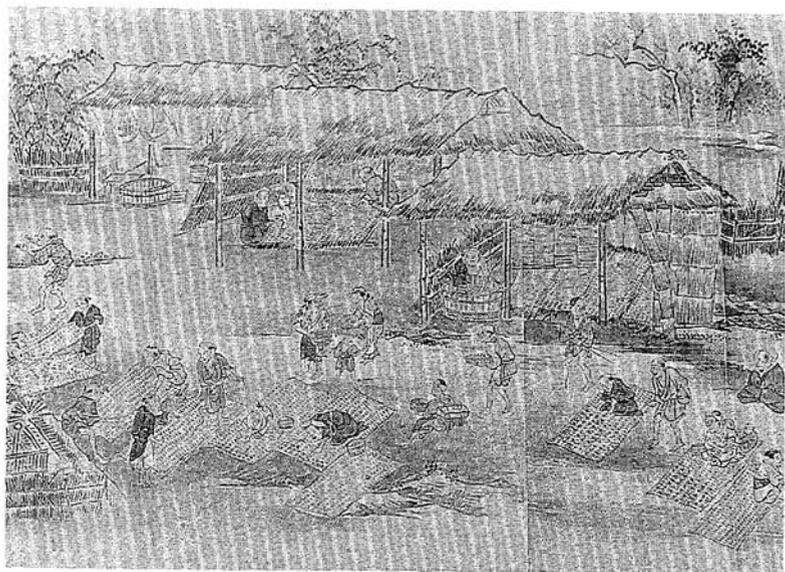


図6-8、9 上-花餅作り、下-干花の取引 紅花絵巻(部分)
(東根 武田 陽氏所蔵)

年間以降は恒常的となる。しかしこの頃は、自家生産の生花がほとんどであったが、文政年間以後は、購入生花が次第に多くなり、天保年間になると、自家生産を上廻るに至っている。例えば文政五年（一八三三）は自家生産生花が一六貫八〇匁で、購入生花が四貫八一〇匁であった。それが、天保二年（一八三一）には、自家生産分一九貫八九〇匁に対して、購入分は六〇貫四九〇匁となっている。農業経営全体の上からも、文政期は、半田家の給取奉公人や日雇（ひよと）奉公人が増加する画期であった。ただし干花量は、多くて二貫から三貫匁（生花の約一〇分の一とする）で、干花加工の作業規模としては普通の規模であったとみられる。

次に新吉田村（現河北町）の鹿野家についてみよう。同家は、世襲庄屋の家柄で、文化十二年（一八一五）の立附高は約一〇九石（田二五石六斗余、畑八三石八斗余）の豪農であった。天保十年（一八三九）の同家の干花加工と販売についてみると、手作り分の生花は一四貫匁余、購入分の生花は一二一貫匁余で、圧倒的に購入分が多く、干花加工も大規模なものであった。この年の干花販売代金は二三両となっているが、この中には、干花として購入した一四貫六〇〇匁も含まれているので、自家製造の干花と購入干花とは約半々である。鹿野家に干花で販売した農民もまた小規模の干花加工を行っていたとみられる。鹿野家の天保十二年の干花販売代金は一〇〇両余（地相場一駄七五両）に上るが、この場合の干花購入先は五人となっており、その中には組頭（平助）、水呑（三五郎）も入っている（上山地方の紅花栽培については、上巻第三章第三節二参照）。

この頃になると、干花加工も農民各層で行われている。鹿野家は、庄屋であり村内随一の地主であるが、自ら干花加工を行いながら、村内農民が製造した干花を集荷して、他に販売する在村商人でもあったのである。京都商人の記録（寛政十年）に、「百姓紅花作り方之者とも、凡七分通者其日限りニ生花ニテ相払来り申候、凡三分通者暮し方宜數百姓、手干ニいたし相払申候」とある。これは、紅花栽培の村で干花加工を行っているのは、上層の

約三割の農民で、他の中・下層の七割の農民は、その日に摘んだ生花をその日に売るといふ形態を平均的に示したものであろう。寛政期の村山郡農村の干花加工の状態を伝えるものとして興味深い。

農村における干花加工の実態は、北口村（河北町）の鈴木庄蔵の弘化五年（一八四八）の例をみても、村内農民一人、村外二人から生花二三八貫五六〇匁（代金二七兩三匁）を購入し、五二袋余の干花を製造して、楯岡の紅花商人伊藤仁八へ三一兩三分余ですべて販売している。造山村の日塔家の安政五年（一八五八）の「紅花買入帳」によれば、同家は、手千分七貫七〇〇匁に干花で集荷した三〇貫四〇〇匁を加え、三八貫一〇〇匁を販売した。干花購入先は、一〇か村三五人にわたり、一件当りは極めて零細であった。農民一人当りの紅花栽培及び干花加工といつても一般に小規模である（今田信一著『最上紅花史の研究』）。

干花加工の農民にも、自家生産の生花を中心とするもの、自家生産に購入生花を加えて干花加工を行う富農的な経営もみられた。また手千分よりも、多くの干花を村内外から集荷する、商人的機能の強い上層農民もみられる。こうした農村商人は、とくに化政期以降に広く台頭したといえよう。先にみた化政期の郡内農民惣代の名における、紅花売買会所の上方設置の要求なども、このような状況と関連して展開したとみるべきであろう。

最上紅花商人の活動

一九世紀に入り、とくに化政期になると、在村の紅花商人の活動が盛んになった。一方在町や城下町商人の紅花取引の形態が変化している。大石田の河岸問屋二藤部家は、一八世紀半ばの宝曆・明和年間には、数人の中買人を通して紅花などを集荷し、荷主商人として活動していたことは前述した。

その後化政期になると、二藤部家の金融活動は一層発展したが、地域的には村山郡の北部に限られ、商人貸の

件数は多いが、一〇兩〜一五兩と小規模化している。貸金は紅花のほか青苧・たばこなどを引当としているが、荷物は直接産地商人の手で上方へ送られる。貸金は、上方の荷受問屋と二藤部家が取組んでいる荷為替金の一部で、二藤部家の収入は、貸付金の利息で、返済期限が切れれば、引当荷物は二藤部家の自由になるというものであった。化政期にこの関係をもつことで知られるのは、東根村の中村又治、白鳥村の金子五郎助、大久保村の甚八、桶岡の伊勢屋治兵衛・同弥五兵衛などであった。彼等は荷主商人として独立性をもつ在村商人であったが、しかし買渡金を受けとる場合もあり、中買人としての側面をもつ在村商人であった。

文政十一年（一八二八）十二月、京都紅花問屋である伊勢理右衛門が、秋場茂右衛門（湯ノ沢村）にだした紅花仕切状によると、紅花四九分の代金五六兩二歩のうち、相對売りの方で、一歩半その他を差引いた紅花代の大部分（金五四兩余）を二藤部兵衛門に渡している。秋場家は在村の紅花商人で、二藤部家から荷為替金を借用していたか、或いは代金は二藤部家を介して送金されたことを示しているのである（二藤部家文書、横山昭男『近世河川水運史の研究』）。

一八世紀後半の天明年間に、尾花沢地方随一の地主商人として知られた柴崎弥左衛門は、紅花を引当に多額の貸金を行う豪商であった。天明二年（一七八二）八月には、紅花八箇を引当に、上山十日町松本甚兵衛他一人に対して、五〇兩を貸し付け、元利は京都で十月に返済することとなっている。また文政五年（一八二二）正月には、山形の佐藤屋久左衛門が、柴崎弥左衛門と渡会屋宗次郎（京都）に対して、紅花送付を条件に五〇兩を借用した証文がある。これらはいずれも、柴崎家が紅花荷主に対して前貸金として金融を行ったものである。京都の渡会屋とは柴崎家の別家で、天明五年には、京都紅花問屋五軒の一人に入る有力者であり、のちの天保十三年（一八四二）には、京都紅花撰方仲間（二二人）の中に柴崎屋宗右衛門がいることから、尾花沢の名家柴崎家は、二人目の別家

を設けていたことになる。

柴崎家が紅花を引当とした前貸金の融通は、天明年間頃からとくに盛んになったとみられるが、前貸金によるこれらの最上紅花は、多く京都渡会屋へ出荷され、そこから市場へ出されるといふルートをとっていたのである。このことから、柴崎家の紅花商人(荷主)への金融も、紅花流通の上で大きな力をもっていたといわなければならぬであろう。また柴崎家は文化・文政期に、津軽地方に紅花種を移出し、栽培を試みている。この紅花は、柴崎家の屋号と荷印で京都へ出荷したといわれ、積極的な野心のほども知られるが、一〇年余で失敗したとされている(柴崎家文書、『尾花沢市史編集資料』第七輯、浅井和「近世中・後期における在方紅花商人の経営形態」)。

化政期になると、農村商人が自ら荷主として上方問屋へ出荷するものも多くなつた。羽州街道の楯岡宿の本陣問屋は、文化四年(一八〇七)幕府が求めた「荷出改」について次のように答えている。

此段紅花之儀ハ京都直買之商人其外上方之者共罷下り、村々相廻り買請荷造為差登申候、猶又山形其外所々地商人も為差登申候、青苧之儀は、加賀・越中或は庄内辺并所々地商人共所々ニ而買集荷造相差登申候(下略)

村山郡産出の紅花・青苧の大部分は、最上川を下して酒田港へ出されたが、大石田河岸で船積みすることになつていたため、そこまでは羽州街道を運ぶのが慣行となつていた。その場合、羽州街道の主要宿駅の一つである楯岡で荷改めをうけた。それは、寛政十年(二七九八)以後一〇年間の紅花・青苧の通過量(出過高)をみると、紅花五九七駄・青苧七三〇駄余となつてゐる。年間平均は、紅花が約六〇駄、青苧七〇駄であった。紅花荷物の場合の荷主は、上方の「直買商人」又は山形商人と「所々地商人」(農村商人)となつてゐる。しかしここに記された荷量は、通切手を発行した分で、楯岡商人分を含まないとしても、村山郡内の産額としては少ないので、街道駄

送のすべてとみることはできない（笠原家文書、『村山市史』近世編）。

村の名主文書の中には、京都紅花商人の通切手の発行願いもあれば、農村商人が村名主と連名で、紅花の他国出し願いを大石田舟方役所宛に出したのも多くみられる。楯北村の斉藤利兵衛、石川村の石川三次郎（いずれも現寒河江市）などはその例である。斉藤家は寛政頃より組頭をつとめ、干花加工を行う村の上・中規模の農民とみられる。斉藤家の文政四年（一八二二）七月の他国出し願いは、紅花四箇（約一駄）であり、天保十年（一八三九）十二月の仕切は、京都の紅花商人伊勢屋理右衛門と交わしたもので、代金八三両二分余（紅花六九代）から、歩引・手板不足を差引き、八一両三分余となったことを記し、直接利兵衛に宛てたものである。

文政四年八月、石川三次郎らが村名主にだした出荷届は、紅花一〇箇で、差出人は、山形十日町、荷主西屋清兵衛、荷宿石川三次郎となっている。追って書きには、三次郎が荷主として願いでているが、そのままではよいとことわっている（渡辺信「紅花を中心とする商品作物の流通形態」『山形地域史の研究』）。ある段階までは三次郎が荷主であり、一般形式では山形商人の西屋が荷主となるものであったとみられる。この場合は、先の斎藤利兵衛とは異なり、山形商人が石川などを荷宿として、紅花集荷を行い、上方の紅花商人と取引していたことを示すものである。京都紅花一四軒問屋の廃止以後、最上紅花の上方商人との取引は、農村商人の台頭を軸にして種々の形態がとられたのである。ただし金融面で有利な、山形・天童などの都市的商人に支配されがちであったことは、京都の紅花荷受問屋の記録からも見落してはならない点であろう。

京都紅花問屋と山形商人

最上紅花の産地である村山地方の農村では、化政期になると商品作物としての紅花の栽培と干花製造が発展し、

農村商人の画期的な成長もみられた。一方、城下町商人の発達が著しかったことも事実である。そのことは、嘉永三年（一八五〇）の記録に、「紅花荷物例年、村山一郡凡千駄余も駄送之内、八分通ハ山形方出荷ニ而」云々とあることもその一側面を示している。この通りであるとすれば、遠隔地取引の産物でもある紅花流通の八割方は、山形商人が掌握しているというものである。

そこで先ず京都の紅花荷受問屋として有名な最上屋喜八の取引についてみることにしたい。最上屋文書の天保年間の「仕切帳」によつて、紅花荷受高をみると、例えば天保六年（一八三五）では、総荷受高一万五五一両余のうち、「自分荷物」一八九一両余（約一八%）、羽州紅花四九七〇両余（約四七%）、その他は羽州以外から荷受けした紅花であった。自分荷物として荷受した天保年間、一〇年間（同四年から十三年）にも、その割合にはかなり大きな増減があるが、羽州紅花の割合は、三分の一から二分の一強を占めていたことがわかる。自分荷物分にも羽州紅花が約半分と考えれば、その割合はさらに高くなるわけである。一〇年間の中で、総荷受高（代金の最も大きい天保十二年（一八四一）をみると、総額一万八二八五両余のうち自分荷物は約一〇%、羽州紅花は一万四〇両余（約五五%）となつてゐる。

ところで、最上屋が荷受けした羽州紅花の産地荷主とはどんな商人であつたのであろうか。それは先の「仕切帳」によれば、先ず山形商人の長谷川吉郎次が、羽州紅花分の九一%から六三%を占めていた。また弘化三年（一八四六）から嘉永元年（一八四八）の「仕切下書帳」によれば、山形の長谷川吉郎次からの買入量が断然大きい、他の荷主商人も山形（佐藤利兵衛他三人）が多く、天童（工藤六兵衛）・楯岡（吉田勘兵衛）・谷地（浅黄善吉）が主となつてゐる。

次に、山形の豪商で紅花商人の佐藤利兵衛家についてみよう。佐藤家は、長谷川家らとともに、幕末の山形藩

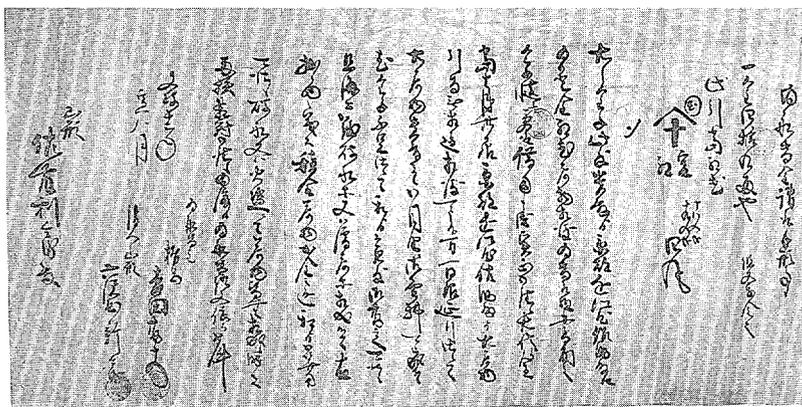


図 6-10 船為替金請取手形 (山形 佐藤利兵衛家所蔵)

為船替金請取手形事

一金 四拾九兩也 但文字金也

此引当紅花

⑤
 十 最 十八入式 四丸
 紅

右之金子此度貴殿方京都近江屋佐助殿江為御登金、紅花荷物相渡為替取組、書面之金子隨ニ受取借用申処実正御座候、右代金当十月廿日限京都近江屋佐助殿方右荷物引当無相違相渡可申候、万一日限延引仕候ハハ、右荷物貴殿にて御自由ニ御売拂可被成下候、尤金子不足仕候ハハ、私方急度御勘定可仕候、且海上難破船等、又ハ濡荷等相成候ハハ、右掛リ物之義ハ、積合荷物出金之通私方御算用可仕候、破船又ハ火盜ニテ、荷物皆無相成候得ハ、兩損之相對御座候、為後日為船替証文依而如件

為船替主 樋岡

文政十二年

寅八月

請人山形

吉田勘右衛門⑥

六沢屋新兵衛⑦

山形

佐藤利兵衛殿

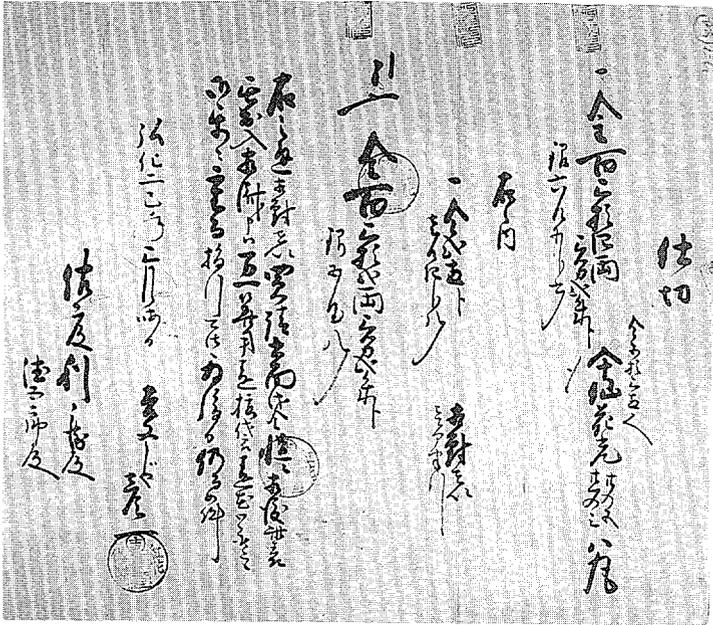


図6-11 紅花仕切 (山形 佐藤利兵衛家所蔵)

仕切

金五拾三兩かへ
 一 金百三拾四兩
 今仙紅花廿八入三八丸

三分式朱ト
 銀六匁五分六リン

右之内

一 金 貳兩ト
 壹匁四分八リン

相對を以

引 金百三拾貳兩三分式朱ト

銀五匁八リン

右之通相對を以買請書面代金髓ニ相渡、此表
 無出入相濟申候、万一算用違、拔袋・違花御
 座候ハハ、御互ニ重而指引可仕候、為後日仍而
 如件

弘化二己年正月晦日

吉文じゃ

彦一印

佐藤利兵衛殿

徳五郎殿

表6-8 山形佐藤家の紅花仕切高 (嘉永7年)

荷受問屋	仕切件数 (回数)	駄数 (64袋1駄として)	代 金		歩引、諸掛、 駄賃その他	
			金	銀	金	銀
		紅花駄袋	両	匁	両	匁
伊勢屋源助	5	40.35	2,261.32	74.65	36.20	19.44
伊勢屋利右衛門	3	16.41	884.10	33.23	16.32	35.32
綿屋勇藤	4	18.9	1,049.30	50.12	16.02	23.42
最上屋喜八	3	6.51	320.00	12.18	4.22	10.69
岐阜屋八郎兵衛	2	10.28	594.10	17.31	10.00	10.07
吉文字彦市	3	3.50	184.22	6.56	2.22	8.75
西村清九郎	2	6.10	345.30	3.75	5.20	17.21
近江屋次右衛門	1	2.36	148.10	5.62	2.12	7.50
若松屋喜十郎	1	1.6	57.32	5.62	0.30	7.17
嶋屋清兵衛	7	21.52	879.32	38.40	8.32	186.04
河内屋藤兵衛	2	3.36	154.20	7.49	1.12	37.35
認屋久三郎	1	2.27	139.10		2.02	5.15
佐藤利右衛門		3.10	176.02	5.62	3.03	17.61
小計		駄袋 137.7	7,196.12	260.55	110.33	385.72
		青苧		匁		
吉田勘兵衛	子,丑分	13個	128.12	6.5		
菱田清兵衛	子,寅分	23〃	194.21			
墨屋小右衛門	子分	4〃	40.00			
ゑひすや清助	寅分	1〃	8.12			
		紅花駄袋		匁	両	匁
イ平七		28.11	1,744.20	38.90	26.02	3.13
〃		28.30	1,685.20	42.13	25.10	2.58

注 佐藤利兵衛家文書「紅花仕切帳」(嘉永7年)。

(秋元氏及び水野氏の五人衆の一人であった。同家に残されている「紅花仕切帳」(嘉永七年)によれば、紅花総出荷高は一九〇駄余で、代金は一万六二五両余実際(はこれから口銭・駄賃等を引く)に上る。京都における荷受問屋は、伊勢屋源助・伊勢屋利右衛門・綿屋勇蔵など一四人に分けられ、この中に最上屋も登場する。佐藤家の取引にかかるこの紅花出荷量は、最上紅花全体の五分の一あるいは四分の一にも達する多額のものであるが、屋号や商標でみると、分家利右衛門、同卯兵衛分とみられるものも含まれる。産地も仙台地方産とみられる「仙王」。「仙紅」などの商

表6-9 京都最上屋と主な村山地方の紅花商人

地名	商人名	弘化3 (午)		弘化4 (未)		嘉永元 (申)	
		買入量 駄丸袋	金額	買入量 駄丸袋	金額	買入量 駄丸袋	金額
山形	長谷川 吉郎次	127.2. 9	6,544.02	94.0.18	3,570.30	97.3. 0	3,570.30
〃	佐藤 利兵衛			8.0.16	303.00	5.2. 7	181.22
〃	福島屋 治 助	5.0. 0	180.30	11.0.11	395.00	1.0.16	38.00
〃	市村屋 五郎兵衛	2.1.12	122.30	5.2. 0	208.20	3. 0	26.20
〃	高橋 伊之助		41.00				
天童	工藤 六兵衛	1.0.16	39.10	6.0.16	201.22	1.0.16	26.20
楯岡	吉田 勘兵衛	12.1. 9	474.32				
			(川口, 田中, 窪沼分含む)				
山形	紅屋 久左郎 佐藤 利兵衛	4.0. 3	139.10				

注 最上屋文書、弘化3、「仕切下書帳」、決算期を春(益前)と秋にわけていることから、各年度はそれを合計しているが、嘉永元年は、春分のみで、秋分のないものもある。代金額の合計は、歩引、諸掛りを差引いたものである。銀分は略した。この下書帳には、紅花買入先として、京都・江戸・仙台・武蔵・下総・水戸などもみられる。買入量の単位は、20袋=1丸、64袋=1駄として概算した。

標も交っている。

山形の紅花商人佐藤家が、郡内の村々からどのような方法で紅花を購入したのであろうか。その有力な方法が、化政期からみられる前貸金として、農民に「為船替金」を貸付け、紅花を担保にとることであった。為替は京問屋と山形の上層商人などの間にのみ組まれているものである。例えば、文政十三年(一八三〇)八月の「為船替金請取手形之事」をみると、これは大淀村の善四郎らが、楯岡の勘右衛門を請人として、最上紅花五丸を引当にして佐藤利兵衛家から六七両を借りたものである。書面には、この「為船替」は佐藤家と京問屋伊勢屋源助との間に、紅花受渡しを条件に組まれたものの一部であること、この荷物には十月末日まで伊勢屋に到着しなければ、佐藤家の自由となること、その他輸送の際の事故の負担も、程度に応じて分担することが記されている。

この場合、事実上の出荷者は善四郎とみられるが、紅花には佐藤家の屋号が記されている。したがってこの荷主は、山形商人佐藤家であるとみるべきであろう。

船為替関係を通して、山形の佐藤利兵衛と金融関係をもつ仲

買人には、佐藤家に残存する史料で知られる限りでも、宮崎村（東根市）の青柳勇藏、楯岡の吉田勘右衛門、大石田の須藤久太郎・同二藤部兵右衛門、山形の油屋長右衛門などがあるが、中でも楯岡の吉田は大きかった。もちろん吉田は、独立した荷主としても紅花を京都商人へ販売しているが、少なくとも幕末には、山形の佐藤家を通して、大量の紅花を販売していたことが知られる。元治元年（一八六四）五月、吉田が佐藤に対して出した二〇〇〇両の「預り金子証文」によれば、吉田は以前から山形の佐藤家から紅花・青苧の仕入金を借用して、上方商いを行ってきたが、近年紅花の不作が続き、多大の借金を残すことになったとのべている。これとは別に、同年九月、吉田は、「為船替借用証文」によって、紅花二六駄一丸と青苧二四駄を引当にして、一一八〇両を佐藤家から借用している。荷受問屋は京都・大坂などの商人で、借用金の返済はそれらの販売が済んだあと、元利決済として行われる。つまり余金があれば仲買人（吉田）へ戻し、引当金が不足の場合は、追加するといふものである。

借用金に対して、紅花などの販売価格および輸送に要する諸経費の掛り具合によっては、過不足が生ずることになる。輸送中の事故については、破船などの場合は相対負担とし、濡荷など一部の場合はすべて仲買人が負担するのが普通であった（拙稿『近世後期の紅花流通と城下町商人の存在形態』）。

在郷町長崎の豪商柏倉文蔵家は、中買人を通して紅花の仕入れを行う在方荷主であったが、金融的には山形商人とも密接な依存関係をもっていた。一方天保年間の史料によれば、京問屋の前渡金によって、注文による紅花取引もみられ、委託販売としての買次業的側面を有したことが知られている。いずれにしても当時の在町商人は、為替業者でもある山形商人に強く依存しながら、多くの在村の小商人（中買）の上に発展していたとみることができらる。

幕末期の紅花専売計画

幕末になると、山形藩と天童藩がともに、紅花の専売を計画した。山形藩は弘化二年（一八四五）、浜松から転封した水野氏五万石（城付領四万四〇〇〇石余城下ほか二四か村）であり、天童藩は織田氏二万三〇〇〇石（二九か村）で、天童を城地としたのは天保元年（一八三〇）で、名家ではあるが、地域との関係ではともに新しく、しかも弱小藩であった。

山形藩は入部後間もなく、財政政策の一環として、貢米の廻漕策のほか、紅花・紅花木綿・味噌などの専売計画（弘化四年）を立て、その実施を検討したが、とくに紅花については、特定の御用商人に販売を独占させることについては、山形の間屋商人や目早（中買）の賛成は得られないとして実施にふみきることはできなかった。山形藩の専売計画の開始は、幕府の株仲間解散令（天保十二年）の最中にあり、江戸の流通統制もまさに混乱期にあった。

江戸の紅花市場は、解散令で紅問屋仲間（小問物問屋丸合組）がなくなったあと、嘉永四年（一八五二）の再興令で、元問屋とともに、新興商人も問屋として認められた。しかし新旧問屋は、元組と仮組に分れて利権を争った。仮組には、元問屋の下請の絞り職人などが多かったため、元問屋の営業を侵害することも必至となっていたからである。そこで、紅問屋の株仲間再興後の新しい要求は、奥羽など関東以北の商品の江戸打越荷うちこしにの禁止をかかげるようになったが、これは幕府の基本政策とも一致するものであった。

紅花の市場は、その九割が京都で、最上紅花をはじめ、奥羽産の紅花輸送ルートは、彼岸前ひがたんは北廻り（日本海）、彼岸後は東廻り（江戸―大坂）とされたが、量的には北廻りが圧倒的に多い。しかし陸奥・関東産もあり、江

戸打越禁止に対する反応は大きかった。これに対して、反対ないし改正を訴えたものは、関東の桶川・上尾・大宮地方の村々、奥州大河原宿、羽州山形商人のほか、仙台藩、京都紅花問屋に及び、大問題となっている。その結果は、当初の計画であった、江戸經由の紅花荷物をすべて江戸紅花問屋へ売りさばくという方法はやめ、既存の紅花流通を認め、一定の口銭を徴収するという妥協策で結着したのである（「諸問屋再興調」四）。

先の江戸打越一件が落着いた安政二年（一八五五）に、天童藩の紅花専売計画が進められている。それは、同年四月、領内村々に通達したものであると、①藩財政の建直しのため、江戸大伝馬の問屋頭取馬込勘解由に対し、国産の紅花をすべて委託販売とする、②紅花代金は請取次第、一刻も早く小前一同に支払うが、次年度から前金支払いとなる予定であること、③少したりとも、生花・干花を他領商人に売ってはならない。密売した場合は、当人はもちろん、村役人、五人組合まで処分する、④紅花の御用係に、工藤六兵衛・仲野真子七の兩人を起用する、というものであった。

藩は以上の通達を行うとともに、大庄屋・添役が各村々を廻り、紅花の蒔付面積を調査している。

工藤と仲野は、安政二年（一八五五）二月、ともに「御国産之御用向頭取」を命ぜられ、御中小姓格で一五人扶持を給された。工藤はそれまでもしばしば藩の御用達を勤め、天童中町村の名主役でもある。天保年間には、京都問屋近江屋佐助と紅花取引を行っていたことが知られ、近辺の豪農から紅花仕入金を借入れての商取引もみられる。一方仲野は、酒造・金融業を営み、天保頃には紅花荷主商人としての活動も行っていたことが知られる。

この時期に、紅花の専売を実施することが容易でないことは、先の山形藩の例からも明らかである。天童藩の紅花専売のねらいは、要するに、一つは財政難を解消するため、領主の利益の優先を図ること、二つには、株仲間解散以後、上方商人の直買が多くなり、生産の元値を引上げているので、これを下げること、三つには、「農家

風儀」をよくし、農村の復興を図ることであった（伊豆田忠悦「紅問屋再興と羽州織田藩の紅花専売仕法」）。

いうまでもなく紅花専売の目的は、窮乏財政を打開するため、国産物紅花の収益を藩が独占しようとするものであった。生産者値段を引き上げるとは、農民的な商品流通を促進することになるが、専売はこれを抑制し、農村の復興を図ることであった。天童藩と江戸問屋との専売契約では、取扱問屋として、元組問屋の柳屋五郎三郎・玉屋善太郎など五人を定め、紅花一駄の内容（二袋五〇〇匁、六四袋一駄、蔵元の見本を基準とする相場）の立て方、及び代金納付の日などを決めていた。

この紅花専売の契機には、江戸問屋の強い働きかけがあったとみられる。つまり株仲間解散が、上方商人の最上紅花に対する直買活動を盛んにし、これまで東廻り（江戸経由）としていた最上紅花も、北廻りになるものが多くなるという認識である。これは、江戸商人の江戸打越荷禁止の対応にも通ずるものであった。しかし天童藩の紅花専売は、その実施をみることなく失敗した。その背景となる領内の動きは充分明らかでないが、早くも同年十月、国産頭取の工藤六兵衛は、その職の辞退と格式や扶持の返上を願いでている。

その歴史が浅く、また小藩の天童藩が、この時点で紅花専売を実施することは、生産農民はもちろん、中買人および成長しつつある領内の多くの農村商人の活動を抑制し、収益の独占を図るものとして、その反撃をうけることは必至であった。紅花栽培は、開港以後、減少しつつあったとはいえ、農家経済の重要な位置を占めていた。以上のような状況が、国産頭取工藤をして辞退願いに追い込んだとみるのが妥当であろう。紅花が天童藩の国産物といっても、仙台藩のような国産方の統制下に置かれていたものとも異なる。それは先にみた山形藩水野氏の場合と近い条件にあったこと、しかも紅花は、化学染料の移入で急速に衰退する運命にもあった。